

本宮市農業委員会 令和2年8月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年8月20日（木）午後1時30分
2. 開催場所 白沢公民館 2階 「大ホール」
3. 出席委員
 - 農業委員会委員

1 番 渡邊 謙輔	2 番 遠藤 政幸	3 番 國分 政利
4 番 伊藤 隆一	5 番 石橋 廣基	6 番 三瓶 和彦
7 番 渡邊 善幸	8 番 三瓶 修藏	9 番 渡辺 喜一

 - 農地利用最適化推進委員

1 番 國分 隆一	2 番 川名 和弘	4 番 國分 政彦
5 番 遠藤 俊雄	6 番 阿部 修司	7 番 佐藤 一徳
8 番 遠藤 正任	9 番 國分 保	10 番 大内 俊之
11 番 佐々木 清忠	12 番 佐藤 博衛	
4. 欠席委員 推進委員 3 番 遠藤 栄太郎委員
5. 遅参委員 推進委員 1 番 國分 隆一委員
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 主事 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係長 伊藤 晋平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、推進委員 3 番 遠藤栄太郎委員であります。遅刻の通告は、推進委員 1 番 國分隆一委員であります。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	<p>ただ今から、本宮市農業委員会 8 月・定例会を開会いたします。</p> <p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。</p>
会長 渡辺喜一	<p>時節の事柄</p>
事務局長	<p>これより先は、本宮市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のため、短時間で進めていきたいと考えておりますので、議事進行にご協力をお願いいたします。</p> <p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員 1 番 渡邊謙輔 委員</p> <p>農業委員 2 番 遠藤政幸 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、開会前に事務局から説明がありました、(6)議案第 46 号「本</p>

	宮市農業振興地域整備計画の変更について」を本日の議事日程に追加し、審議することにしたいと思いますが、異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、日程に従いまして、 5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(1 番 渡邊 謙輔 委員)
農地転用現地調査委員長	調査委員長に選任されました、渡邊謙輔です。今回は、三瓶和彦委員、國分隆一委員、佐藤一徳委員で調査を実施しました。 去る8月11日(火)、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと9件の現地を調査いたしました。 最初に、議案第43号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「太陽光発電設備敷地が2件」、「建売分譲敷地が1件」、「一般住宅敷地3件」、「一般住宅敷地の宅地拡張が1件」です。 いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。 次に、議案第44号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1は、長年進入路の一部として使用しており、申請地のみ耕作できるような状態ではありませんでした。また、件番2は、すでに原野化しており、耕作できるような状態ではありませんでした。 よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断しました。 以上、現地調査委員会の報告とします。
会長 渡辺喜一	続いて、7月定例会での許可についての報告を事務局より報告いただきます。 (事務局長)
事務局長	(事務局朗読・説明) 7月定例会許可分は、7月27日付で、許可指令証を交付いたしました。
会長 渡辺喜一	報告事項でありますので、質疑は行わないこととします。 それでは、日程に従い、6・付議事件議案の審議を行います。
会長 渡辺喜一	議案41号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。 件番1について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査の結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (9 番 渡辺 喜一 委員)
石橋 廣基委員	議案第41号件番1について、8月12日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員といたしました。

	<p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査に同行しました佐藤一徳委員から、報告することはありますか。</p> <p>(なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め採決を行います。</p> <p>議案第 41 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 41 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第 42 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番 1 について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>議案に対する質疑を行います。</p> <p>(質疑)</p>
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切ることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め採決を行います。</p> <p>議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 42 号農地法第 5 条第 1 項に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第 43 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。</p> <p>最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。

	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 3 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 4 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長

事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 7 について事務局の説明を求めます。

事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 44 号「現況確認証明願いについて」を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 44 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 44 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 44 号「現況確認証明願いについて」件番 2 は許可することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)

会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 44 号「現況確認証明願いについて」件番 2 は許可することに決定いたしました。 それでは、次に、議案第 45 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 45 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 45 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。 次に、追加議案・議案第 46 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
伊藤 隆一委員	No7、No8 については、違法転用のため、現況に戻すべきだが、現地調査ではどのような意見があったか。
事務局長	No8 について、資材、砂利など敷き詰められていたため、すぐに別な箇所撤去するように伝えました。No7 の建物について、築 20 年以上経過しており、壊すことは難しいという判断があり、現状のままとなりました。
伊藤 隆一委員	No. 7 について、すぐに許可を出さず、協議を要するとして、他に良い方法を考えるべきではないか。
会長 渡辺喜一	No. 7 について、協議を要するとし、市長に報告します。
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 46 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、No. 1 から No. 6、No. 8 は案の通りに決定とし、No. 7 は協議を要するとし、市長に報告することとして、決定することに異議はありませんか。
会長 渡辺喜一	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 46 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、No. 1 から No. 6、No. 8 は案の通りに決定とし、No. 7 は協

